

消費者契約トラブル110番

☎ 028-678-8000

実施日時2018年9月6日(木)

午前10時～午後4時

こんなこと、ありませんか？ お電話ください……。

わかりづらい広告で失敗した！納得いかない！など

インターネットで「お試し価格」として激安で販売していることから注文した。ところが、定期購入で、2か月目以降は通常料金で買わなければならない契約だと言われた。

結婚式場を予約して、申込金として10万円払った。結婚式の予定日の1年前で、まだ準備にもとりかかっていないうちにキャンセルしたが、見積もり金250万円の20%である50万円を請求された。

美容のチラシで、「リスクなく簡単で安全」「体にまったく負担がないので治療可能」「約20分で終了、翌日からメイクOK」と、いいことだけ書いてある。

スポーツクラブを利用している時に器具でケガをしてしまった。「施設内の事故には一切責任を負わない」と規約にあるので、対応してもらえなかった。

家庭教師に来てもらっていたが、事情により解約を申し入れたところ、2か月先まで解約できないと言われ、利用しなかったとしても月謝は支払ってもらおうと言われた。

* 弁護士が電話対応します。

* 消費者トラブルの要因となった勧誘行為・約款の情報収集です。* 助言のみの対応です。

* 事業者との間に立った交渉や斡旋解決は行いません。

* ご提供いただきました情報は、検討委員会で検討後、必要があれば事業者への是正取組みを行います。情報をお寄せいただいた方に事業者から連絡が入ることはありません。

お問合せ先：NPO法人とちぎ消費者リンク 電話/Fax 028-678-8000